幼児の心理療法（二）

玉井収介

近年、児童相談所などで〝幼児のセラピー〟といわれる特殊な治療教育がおこなわれています。これは幼稚園の教育とは別に、特定の治療者によっておこなわれる心理療法です。先月号より玉井氏にその概説を書いていただいていますが、幼稚園における教育と比較しながら読まれると興味あると思います。

今回は治療場面でのいくつかの制限についてふれてみたい。遊戯療法の中では子どもは何をして遊んでもいいのであるが、それは決して無制限な勝手きままというのではない。どんなに非指示的な立場をとる人の場合でも最少限の制限がいくつかある。これは、治療をすすめていく上に必要なものである。

一、時間

まず第一は時間である。普通は毎週一回ずつ、一回が四〇分〜五〇分ぐらいであるから、何曜日の何時からときめておくと都合がよい。この際、いつにするかは互に相談してきめればよいが、実際治療がはじまってから、予定の時間より早くきたりおそくきたりするのは意味がある。

大体子どもは親につれられてくるもので、自分からくることは少ないが、多少大きな子どもで反社会的な行動が問題になっているような場合は、とくに、くることを好まない傾きがある。叱られたり約束させられたりすることを予想して警戒的な態度を示したりするこんな子が、治療のすすむにつれて、そうではないことがわかってくると、くることに子ども自身が積極的になってくる。こんな場合でなくても、豊富な玩具はあるし、散らかして遊んでも叱られないし勉強は強いられないし、というプレイセラピーの場面はたいていの子どもにとって楽しい、おもしろいはずのものである。だから、不安や当惑にみちたはじめの数回がすぎるとたいてい子どもの方が積極的になりよろこんでくるようになる。こうなると時間より早くくるということがよくおきる。ではそのときはこちらもそれにあわせて早くはじめるべきだろうか。

原則としてそれはいけないとされている。つまり予定の時間まで待たせる方がよいのである。

では反対に予定よりおくれてきた場合はどうか。このときはすぐ始めるのはいうまでもないが、長さはおくれた分だけ予定からさし引いて残りだけするのがいいとされている。すなわち、二〇分おくれてきたら、普通は四五分あるのが、その日は二五分しかないことになる。これはしばしば治療に対する対抗を意味する。

それから、予定の時間がすぎてなおよろこんであそんでいる場合でも打切った方がよい。すべて、こういう点をきびしく守ることは治療者と子どもとの関係を単なる遊び相手や先生と生徒との関係でなく、特殊な治療的関係に発展させるために必要なことである。早くきたから早くはじめ、よろこんでいるから延長するというルーズなやり方では、子ども自身が治療場面で責任をもって行動するようになることを期待することができない。

治療者と子どもとの接触はこうしてきまった時間ときまった場所にかぎられるのがのぞましい。

治療の方法の一つとして家庭訪問をおこなうことすらさけるべきだという意見も強い。われわれも現在ほとんどおこなっていない。子どもの誕生日だから御招待したいという申入れがあったがどうしようかという質問をうけたことがあったが、もちろん応ずるべきではない。というより、こういう申入れが出ること自体がその母親とその担当者との間に治療的関係が確立していないからだということもいえるであろう。

もちろん時間の約束を守ることは治療者側にも強く要求されることで、おくれたり、すっぽかしたり、こちらの都合で早くやめたりしてはならない。また、途中で他の人が入ってきたり、治療者が外に出たりするのもよくない。だから、プレイルームには、ドアに面接中とでもいう札をかけてその出ているときは誰もあけないというような習慣をつくった方がいい。

なお、やむを得ない事情で時間を変更する必要がおきたら、手紙なり、電話なり、極力手段をつくしてそれを事前に連絡しなければいけない。前の週にわかっていることなら当然そのときに話して別のアポイントをしておくべきである。

なお四五分間という制限もしらせておいた方がよい。おとなだと口でいえばわかるが、子どもではいってもわからないことがあるから時計をみせて、この針がここまでくる間、というようないい方をしてもよい。

二、備品を持ちかえったり、私物を与えたりしないこと

子どもによってはプレイルームの玩具が気にいると家へもってかえりたいといい出すのがいる。これは拒むべきである。「これはここに備えつけてあるものだからここへきたときに遊ぶの」とでもいうべきであろう。これで多少子どもはがっかりするかもしれない

が、それは治療場面の特殊性を体験させるのに役立つはずである。
これは相談室備え付けのものだからというのではない。治療者個人の私物であっても同様である。つまり、そうした物をやったり貸したりすることで仲良くなることがあるかもしれないが、そういうことは治療的関係を確立する上には有害だということなのである。
もし与えたらどういうことになるか。もしそれで仲良くなったにしてもそれでは治療者と子どもの関係は上下の関係である。治療的関係では、子ども自身が場面をリードし、行動していくのが原則で治療者側からの指示や誘導はつつしまねばならない。だからものを与えたりすることで上下の関係をつけてしまうのは禁物なのである。
また、もし、何かもらってそれで心の負担を感じないような相手だったらつぎつぎとくりかえして、ついにはそれが当り前になるであろう。学校の先生が、かわいそうだと思ってお弁当にパンを買ってやったらそれがくせになってこのごろはお弁当をもってこないのがあたり前になった、などという例を何回かきいたことがある。こんなことをしたら心理療法としては完全に失敗である。
自分の書いた絵などを持ってかえりたいといったときなどはどうしたらいいだろうか。これなどは場合によってみとめてもいいかもしれないが、絵は治療の経過をみる材料としても大切なものであるから、できれば記録と一しょに保存しておくのがいいであろう。
黒板に描いた絵などをこの次までこのまま消さないでおいてくれなどという注文は、この部屋は他の人も使うのだからとことわった方がよい。
自分の何かを家からもってくることは強いてとめる必要はないと思われる。しかし、それは、終ったら毎回持ってかえらせるべきであろう。

三、玩具の破壊と治療者への攻撃

遊んでいる間に玩具がこわれることはよくある。とくに攻撃的な子どもになるとそれがはげしい。このことはある程度やむを得ないことであり強いてとめることもない。しかし、玩具を破壊することそのものが目的になるような場合には原則として制止すべきである。こういう子どもは、それで治療者の反応をためしていることが少なくない。
こういう行為をとめるべきだというのは、玩具をそんなにこわされてはたまらないということではなく、――もちろんそれも困ることにはちがいないが――これを放任すると子ども自身があとで罪障感を感ずることがあるからである。わたくしの担当したある幼児は母親からひきはなされることに強い抵抗を示して暴れまわったが、そうしておいて家にかえると、「あんなことして、この次先生おもちゃ貸してくれるかしら」と心配していたという。このときは、暴れてものをなげたりした程度であるが、実際に破壊するまで放任するとこの感情も強くなるであろう。そしてこれは治療の進行によく

ない影響をするのである。

同じ理由で治療者に直接の攻撃を加えることもとめる方がよい。ではどうしてとめるかというと一概にはいえない。この例にあげた子どもが、あるとき、やにわにわたくしの胸のポケットから万年筆をぬきとって、「折ってしまうよ」と両手でねじる様子をしてみせたことがある。「してもいいよ」というと、当然とめられることを予想していたのであろうか、当惑したようにとまどいをみせて、ふり向きざまに、洗面台の石けんの中につき立てた。そして、「水かけちゃうよ」というので、もう一度「かけてもいいよ」というとまた当惑していたが、こんどは、万年筆のキャップに水をすくって治療者の腕のところにひっかけてニコリとしたことがある。

この場合は、「折っちゃうよ」といってみせているのであるから本当に折ってしまう気があったのではないであろう。本当にそうなら聞いたりしないはずだからである。それだからこそ、「折ってもいい」といわれて当惑したのであろう。しかし、幸いにも、この子が、折ってしまうという態度をくずすことなく、しかも、実際には折る気はなかったというニードをみたすような方法、つまり折れるはずがない石けんの中へ突立てる、を案出してくれたので、無事にすんだのであるが、治療者の態度としては、「折りたいんだね」ぐらいでよかったのかもしれない。この際のような応答では場合によってはよけいいかりたてることになりかねない。水かけの場合にしても同様である。

この例のように、事前にジェスチアのあるときは本当にはする気がないともいえるので、こんな応答でも大きなエラーにはならないがもっと念を要する場合もある。

もっと大きい子で、ヒステリー性格といわれていたある子どもはあるとき、突然、ペンをとりあげ、インクにザブリとつっこんで、治療者に投げつけようとした。このときは、とっさにその腕を押さえてとめたことがある。そのため机の上にインクが散ったぐらいですんだけれども、もし、治療者の洋服でも汚したりすればおそらくこの子は、いくらかの後悔を感じ、またそれをカバーするためによけい暴れるなどの結果を招いたのではないかと思われる。もちろん他のものに転換させることができればそれも結構である。

なおもう一つの制限としてプレイルームから出ないということもあげられるであろう。これも、きまった場所で、という原則を徹底させるためである。

以上のような制限を除いて、子どもはプレイルームの中で好きなようにあそぶことができる。だから、遊びによる治療というのは、ただあそべばよいというものではないことが理解されるであろう。そして、こうした制限が治療をすすめる上にもっている意義もみとめられであろう。

次にはいくつかの例をあげて研究していくことにしたい。